

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 5 年度第 1 回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時 大学准教授	令和 5 年 9 月 2 7 (水曜日) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 5 分
3 会議の開催場所	ときわ会館 5 階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀 (会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 小川 雄三 池田 拓矢 田村 治朗 富澤 洋 谷崎 美智子
5 欠席者名	金子 祐樹 星野 宏充
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【報告】 (1)さいたま市個人情報保護条例に係る個人情報取扱事務の報告について (令和 4 年度 1～3 月分) (2)さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について (令和 5 年度 4～8 月分) (3)さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について (令和 5 年度 4～8 月分) (4)個人情報の保護に関する法律第 68 条に基づく漏えい等の報告について (5) 開示請求に係る全庁通知について (6) 本市のホームページにおける不適切事務(マスキング)の概要 (7) 「見える化」推進の手引の改定等について
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	議題について報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和5年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和5年9月27日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時35分まで

開催場所：ときわ会館5階小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
 岩崎 万智子 小川 雄三
 金子 祐樹（欠席） 池田 拓矢
 田村 治朗 富澤 洋
 谷崎 美智子 星野 宏充（欠席）

議 題

【報告】

- (1) さいたま市個人情報保護条例に係る個人情報取扱事務の報告について
 (令和4年度1～3月分)
- (2) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
 (令和5年度4～8月分)
- (3) さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について
 (令和5年度4～8月分)
- (4) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について
- (5) 開示請求に係る全庁通知について
- (6) 本市のホームページにおける不適切事務（マスキング）の概要
- (7) 「見える化」推進の手引の改訂等について

事 務 局：総務局総務部長	小島 徹一郎（欠席）
総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長	善如寺 健
総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長	堀切 昇
総務局総務部行政透明推進課 主任	中元 貴之
総務局総務部行政透明推進課 主事	新藤 望

1 開 会

事務局 本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
います。

それでは、ただいまから令和5年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

今回の審議会は、令和5年1月以来の開催となっております。3月、5月、7月に予定されておりました審議会につきましては、諮問案件がないため開催中止となっております。

令和5年4月以前ですと、電子計算機の結合等の案件が諮問事項の多くを占めておりましたが、4月の個人情報保護法の改正により、個人情報保護法が直接適用になったことで、電子計算機の結合等の案件が諮問の対象外となりました。なお、電子計算機の結合等の取扱いについては、昨年度の議案第5号 個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例等の改正についての御審議において、説明させていただいております。

しかしながら、今回につきましても諮問案件はございませんが、報告すべき事項が多数あること、また委員の皆様の任期が令和5年10月21日までとなっておりますので、最後の審議会となることも鑑みまして、会長に相談の上、開催の運びとなりました。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、定足数の確認ですが、定員10名のところ、星野委員と金子委員が欠席となっておりますので、8名が出席となっておりますので、会議は成立しております。

なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいません。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、当日追加資料の報告資料(6)の本市のホームページにおける不適切事務(マスキング)の概要及び報告資料(7)の1から3の「見える化」推進の手引の改訂等についてでございます。

また、既に議員の皆様へ送付させていただいております報告資料(1)のさいたま市個人情報保護条例に係る個人情報取扱事務の報告について(令和4年度1~3月分)、報告資料(2)の1と2のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係

る個人情報取扱事務の報告について（令和5年度4～8月分）、報告資料の（3）の1から3のさいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和5年度4～8月分）、報告資料（4）の個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について、報告資料（5）の開示請求に係る全庁通知についてがございます。

資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申し出ください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

（資料確認）

それでは、本日の議案は0件、報告事項は7件となります。

これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、会長、どうぞよろしく願いいたします。

2 議 題

報告事項

- （1）さいたま市個人情報保護条例に係る個人情報取扱事務の報告について
（令和4年度1～3月分）
 - （2）さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
（令和5年度4～8月分）
 - （3）さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例に係る個人情報取扱事務の報告について
（令和5年度4～8月分）
-

議長 どうもお久しぶりでございます。今、事務局からおっしゃったような事情で、この会議を開くことになっておりますので、どうぞ活発な御意見をおっしゃっていただければというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず議題の報告事項（1）から（3）の個人情報取扱事務の報告についてということで、事務局から御説明をお願いします。

事務局 では、御報告いたします。

報告事項（1）から（3）までにつきましては、いずれも個人情報取扱事務の報告となっておりますが、別々の報告事項とさせていただいております。これは各事務の根拠法令が異なっていることが理由となりますので、まずはその辺りの事情を説明させていただきます。

最初に、冒頭でも申し上げましたとおり、個人情報保護法の改正により、地方公共団体は各団体の条例ではなく、令和5年4月1日から個人情報保護法を直接適用することとなりました。そのため、本市においても令和4年度に本審議会にも諮問及び市

議会の議決を経て、「さいたま市個人情報保護条例」から「さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例」へ全部改正し、令和5年4月1日から施行しております。

そして、個人情報取扱事務につきましては、現在、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例により管理しております。ただし、個人情報保護法の中では、市議会が市の実施機関の対象外となったことから、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例を別途制定しており、議会局の個人情報取扱事務については、この条例が根拠となります。なお、市議会の条例につきましても、本審議会へ諮問させていただきました。

こうしたことから、報告事項（1）につきましては、令和5年1月から3月までの間に届出があった個人情報取扱事務に係る報告となり、旧条例のさいたま市個人情報保護条例が根拠となっております。

また、報告事項（2）につきましては、令和5年4月から8月までの間に議会局以外の部署から届出があった個人情報取扱事務に係る報告となりますので、新条例のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例が根拠となっております。

さらに、報告事項（3）につきましては、令和5年4月から8月までの議会局に関する個人情報取扱事務に係る報告ですので、さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例が根拠となっております。

以上が（1）から（3）の根拠法令についての説明となります。

続きまして、報告事項（1）から（3）の内容について御説明させていただきます。

報告資料の（1）を御覧ください。1ページ目は、令和5年3月31日付けの市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和5年1月1日から3月31日までに報告がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が20件、変更が511件、廃止が32件でございます。

なお、各届出書は21ページから583ページまでに掲載されております。

次に、報告資料（2）の1を御覧ください。1ページ目は、令和5年7月6日付けの市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは令和5年4月1日から。

議長 報告事項（1）について、ここで質問を聞きましょうか。1つずつ質問を聞いたほうがわかりやすいと思います。

事務局 かしこまりました。

議長 ということで、これはいわゆる昔の条例に従ってという部分になるのですか。資料ですけれども、たくさんございまして、見るのに大変なのですが、委員の皆さんにはいつも委員会の最後のところで御覧になっていただいておりますが、これだけ集まっ

たということでございます。何かお気づきになった点とか、そういうのがございますか。

担当課名のところが黒くなっているように見えるのは、何か理由があるのですか。

事務局 変更箇所です。

議長 これを変更箇所と見ればいいわけですね。

事務局 はい。

議長 担当課が変更になった届出が多いのですね。

事務局 そうですね。組織改正がございますと担当課名を変更することとなります。

議長 備考というところを見れば書いてあるということですか。

事務局 はい。備考に変更理由が書いてあります。

議長 書いてあるということでございます。

何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、これは了承したということといたします。

では、次、行きましょうか。

事務局 次に、報告資料（２）の１を御覧ください。

事務局 資料右上のところに番号が振っていますので、そちらを見ていただきたいと思えます。

１ページ目は、令和５年７月６日付けの市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和５年４月１日から６月３０日までに届出がありました、個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が５件、変更が８件、廃止が１件でございます。

なお、各届出書は４ページから１７ページまでに掲載されております。

以上でございます。

議長 何かございますか。

変更のところを見ると、どんな理由で変更になったかというのが分かったりしますけれども。

よろしいでしょうか。どうぞ。

小川委員 ５ページの開始届なのですが、これは届けが遅れたという解釈ですか。

事務局 そうですね。本来ですと平成１６年から事務は開始されているのですが、担当課から届出があったのが今年になってからということになっています。

議長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 ありがとうございます。

では、次、お願いします。

事務局 次に、報告資料（２）の２を御覧ください。１ページ目は、令和５年９月４日付けの市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和５年７月１日から８月３１日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書になりまして、件数はそれぞれ開始が４件、変更が５４件、廃止が１件でございます。

なお、各届出書は５ページから６３ページまでに掲載されております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。７月から８月の２か月分ということですね。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、次、お願いします。

事務局 次に、報告資料（３）の１を御覧ください。１ページ目は、令和５年４月６日付けの市議会議長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和５年４月１日に届出がありました個人情報取扱事務開始届出書となりまして、件数は３５件でございます。

なお、各届出書は４ページから３８ページまでに掲載されております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議会としての報告というのは、今回、初めてになるのですか。

事務局 そうです。今年度から初めてになります。

議長 だから開始の届出が多いということですね。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、次、お願いします。

事務局 続きまして、報告資料（３）の２を御覧ください。１ページ目は令和５年８月１４日付けの市議会議長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和５年６月３０日及び７月２４日に届出がありました個人情報取扱事務開始届出書となりまして、件数は３件でございます。

なお、各届出書は４ページから６ページまでに掲載されております。

説明は以上でございます。

議長 何か御質問等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、次、お願いします。

事務局 ありがとうございます。

では、最後に報告資料（３）の３を御覧ください。１ページ目は、令和５年９月４日付けの市議会議長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和５年８月２３日に届出がありました個人情報取扱事務開始届出書となりまして、件数は１件でございます。

なお、届出書は３ページに掲載されております。

以上でございます。

議長 何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 １から３まで見てまいりましたが、何か全体を通じて御質問とか何かあれば。御意見でも結構ですけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、この議題については、これで終了ということにいたします。ありがとうございました。

（４）個人情報の保護に関する法律第６８条に基づく漏えい等の報告について

議長 次は、報告事項の４ということになります。

個人情報の保護に関する法律第６８条に基づく漏えい等の報告についてということでございます。この報告が終わりましたら、１０分ぐらいの休憩を取りたいと考えています。

では、まず説明をお願いいたします。

事務局 御報告いたします。

個人情報保護法の改正に伴いまして、令和５年４月１日から、一定の要件を満たす保有個人情報の漏えいがあった場合、個人情報保護委員会へ報告が必要となりました。残念ながら、今年度該当する事案がございましたので、報告させていただきます。

また、再発防止のため、個人情報の取扱いについて庁内啓発を行っていきたいと考えており、本日、委員の皆様から御意見をいただき、再発防止に生かしていきたいと思っております。

それでは、まず資料１ページの令和５年３月２９日付け「保有個人情報の漏えい対応について」という通知について御説明いたします。

令和５年４月１日から、個人情報保護法第６８条の規定により、一定の要件に該当する保有個人情報の漏えい等が発生した場合は、全国一律に個人情報保護委員会への

報告が義務づけられました。

通知下段の「1. 対象となる保有個人情報の漏えいについて」を御覧ください。要件が4つございまして、1つ目は、「要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発達し、又は発生したおそれがある事態」というものです。これは、病歴、障害等に関する「要配慮個人情報」の漏えいが対象となります。

2つ目は、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」というものでございます。これは、口座番号やクレジットカード番号等の漏えいが対象となります。

3つ目は、「不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」というものです。これは、不正アクセス等による漏えいが対象となります。

4つ目は、「保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態」というものです。

続きまして、資料2ページを御覧ください。裏面になります。2の対応フローにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

「3. 個人情報保護委員会への報告書の作成・提出について」を御覧ください。保有個人情報の漏えい等が発生した所管課が報告書を作成し、行政透明推進課へ提出することとなっております。個人情報保護委員会に対しては、行政透明推進課から報告書を提出することとなります。

続きまして、資料3ページを御覧ください。こちらは個人情報保護法及び個人情報保護法施行規則の該当箇所を記載させていただいております。ただいま説明した内容に係る条文でございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。このフロー図に基づき、全庁的に運用を行っております。まず、報告対象となる漏えい等の発生があった場合、所管課が行政透明推進課へ口頭等により通報をします。行政透明推進課では個人情報保護委員会への報告対象となる案件か否かについて判断を行い、所管課へ報告に関する対応を指示することとなります。

なお、フロー図の左側の上から2段目を御覧いただきますと、本市の危機管理体制では、危機管理事案が発生した場合、危機管理監に対して「情報伝達シート」という報告書を提出することとなっておりますので、行政透明推進課への通報と併せて情報伝達シートを作成・提出するという流れとなっております。

フロー図の上から3段目以降を御覧ください。二次被害の防止を行った後、漏えいした保有個人情報の本人への通知を行うこととなります。その後、必要に応じて漏え

い事案の公表を行い、個人情報保護委員会へ提出する速報版の報告書を作成します。これは、再発防止措置から5日以内には終わらないことが想定されるため、報告書の一部を未記載のまま、報告するという形になります。

その後、再発防止措置を行い、確報として報告書を提出します。

資料5ページ以降は、報告書の様式となっております。

続きまして、今回、個人情報保護委員会へ報告した内容について御説明をいたします。

本件は、本人に成り済まして転出証明書、つまりさいたま市内からさいたま市外へ引っ越しをする際の証明書を取得した事案となっており、「不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」に該当するため、漏えいの報告を行いました。

令和5年1月19日、本人を名乗る女性が区役所区民課に来庁しました。顔写真付きの本人確認書類により本人確認を行い、本人であるとの判断の下、転出届を受理いたしました。そして、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コードが記載された転出証明書を交付いたしました。

令和5年3月7日、本人を名乗る別の女性が、住民票を取得するために来庁しました。既に転出の処理がされているため、住民票は交付できない旨を案内すると、本人から「私は転出届を提出していない」との話がありました。住民登録の状況を確認したところ、さいたま市から転出後、複数回住所を異動していることが判明し、本人に対して警察へ届出をするように勧めました。

その後、転出後の住民登録地となっている自治体に状況を報告し共有しました。そして、令和5年4月27日、転出後の住民登録自治体が現地調査をしたところ、本人ではない人物が居住していたとのことであったため、この時点で、なりすましの転出ということが発覚いたしました。

令和5年5月18日、転出後の住民登録自治体から実態調査後に職権消除したとの連絡があり、本人の住民票を回復いたしました。個人番号が漏えいしてしまったため、個人番号変更届を受付し、個人番号を変更しました。

再発防止対策としましては、今後、住民基本台帳事務の際は写真付きの本人確認書類の提示により本人性を確認する際は十分に確認し、同一性に疑義が生じたときは、複数人で確認、口頭で質問、その他関係文書の提示を求めるよう、課内で周知し、徹底したとのことです。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

こういう制度ができたということと、それからこういう事例があったということで、2つの問題がありました。制度のほうは、これでよろしいと思いますが、何か事案等についての御質問とか御意見があればおっしゃってください。どうぞ。

池田委員　これは、顔写真付きの身分証明書を偽造したものを持ってこられたということなのですか。

事務局　そうです。そこで、多分本人確認はしていると思いますので。

池田委員　住民票や免許証を見せたりする感じのことはやっているんですよ。

事務局　そうですね。

池田委員　そのときに、要はその免許証の顔と来た人の顔は一致していて、名前も住所も紙と一致していたので、提出を受け付けたわけですよ。だけれども、それは別人だったということですね。

事務局　そうですね。

池田委員　これって、分かりようがないというか、再発防止しようがないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

議長　免許証についてはリーダー持っているはずなのですよ。だから、リーダーへ入れれば、自動であれば、はねられるのですけれども、リーダーの機械が必ずしも正確でないもので、正しいやつをはねてしまったりするもので、多少精度に疑問があるのですけれども。リーダーへかけるのは、きっと転居届あたりだとかけないのではないかと思います。印鑑証明だとか、改印届だとか、印鑑証明でも出さないと、皆さん、かけられているのを見たことないと思うので、改印届をすとかというときはかけていると思うのですけれども。そうではないときは、きっと本人と顔写真を見て確認するというので、本人確認をやっている、そういうことですよ。

事務局　明らかに偽造するという、悪意を持ってやっている相手方もいるので、なかなか確かに見破るといのは難しくはなっていると思うのですけれども、実際、今回、受けた方も、わざとやっているわけではなくて、恐らく一生懸命やったと思うのです。規定のルールどおりにやったと思うのです。しかしながら、そういうことを、言い方ちょっとあれですけれども、犯罪ではないですけれども、そういったことを狙っている方というのは、どうしてもそうなりますから、どうしてもある一定の限界は出てしまいますので、ただ、その中で何もしないというわけにもいきませんので、やはり少しでもヒントになるようなことがあれば、なるべくそういったところを気づいて、手続をしないとかという方向に持っていけるように、やはりイタチごっこになってしまいますけれども、住民記録担当側のほうも、そのあたりは苦慮しているという実情がございますので、おっしゃるとおりなかなか難しい問題ではあります。

池田委員 相手が悪意を持って来られてしまうと後手にはなってしまいますよね。

事務局 そうなのですね。はい。

池田委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 だけれども、転出届だけでよくとどまりましたよね。大体この後は印鑑登録をして、それでそれを使って何かするというのが一般的なのですが。

池田委員 住んでいたっていうのもあり得ますね。

議長 住むだけだったら別にいいのですが、それ以上のこともあり得るのではないかと思うのです。

何か他にございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、今後、あまりこれが出てこないようにしていただくということで、ありがとうございました。

では、10分程度休憩します。2時10分からということにします。

〔休 憩〕

(5) 開示請求に係る全庁通知について

議長 それでは、始めます。

では、報告事項5、お願いします。

事務局 それでは、報告事項5の開示請求に係る全庁通知について報告をいたします。

こちらの報告につきましても、個人情報保護に関する施策を実施していく観点から御説明するものとなります。令和5年度に入りまして、全庁で開示請求に係る事務処理ミス等が8月末までに3件発生しておりまして、再発防止のため、当課から全庁へ通知を行っているところでございます。

例年より多くミスが発生していることから、全庁各課の職員に対して研修等を行い、再発防止に努めていきたいと考えております。そのため、本日、委員の皆様から御意見をいただき、再発防止に生かしていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、まずは、資料1ページの令和5年7月3日付け「個人情報の適正な取扱いについて」という通知について御説明いたします。

この事案につきましては、特定の事務で取得した個人の電話番号を、本人の同意を得ずに別の開示請求の事務で使用してしまったという事案でございます。これは、個人情報保護法第69条に規定されております「利用及び提供の制限」に違反いたしますので、全庁に対して注意喚起の通知を行ったところでございます。

資料2ページに該当条文を載せておりますので、御覧ください。個人情報保護法第

69条第1項において、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定されております。したがって、原則として事務の利用目的以外の目的のために電話番号を使用してはならないこととなります。

次に、第2項を御覧ください。事務の利用目的以外の目的であったとしても、第2項各号の条件に該当した場合、利用及び提供が可能となります。例えば、第1号には「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」とありますので、少なくとも本人の同意があれば、事務の利用目的以外の目的であっても使用することが可能となります。今回の事案は、いずれの条件にも該当しませんので、使用できないこととなります。

続きまして、資料3ページの令和5年7月14日付け「情報開示における適切な個人情報の取扱いについて」という通知について御説明いたします。

この事案につきましては、行政情報開示請求に係る開示の実施を行った際に、法人の担当者氏名を誤って開示してしまい、個人情報が漏えいしてしまった事案でございます。

裏面の資料4ページに該当条文を載せておりますので、御覧ください。情報公開条例第7条第2号において、「特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示」と規定されております。したがって、法人の担当者氏名は特定の個人を識別することができる情報に該当しますので、原則として不開示情報となります。

続きまして、資料5ページの令和5年7月21日付け「行政情報開示請求における適切な運用について」という通知について御説明いたします。

この事案につきましては、行政情報開示請求に係る開示の実施を行った際に、行政情報の写しを開示いたしました。添付資料の一部をつけ忘れ、さらには両面の行政情報を片面のみしか複製せずに開示してしまった事案でございます。これらの行為は、本来開示すべき行政情報を開示請求者に示せなかったこととなるため、行政情報の特定漏れに当たります。

本件につきましては、担当課での開示資料の確認不足が原因と考えられますので、開示の実施を行う前に、複数の職員で資料の確認を徹底するよう注意喚起を行いました。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長

御苦労さまでした。

何か御意見とかございますか。

2番目の事案というのは、いわゆる個人情報全部をマスクングすべきところをやっていないかということですか。それとも、それは本来は5つ出てくるから5つやらなければいけなかったのだけれども、3つしかやっていなくて、2つ漏れてしまったということですか。どっちなのですか。

事務局 箇所数はちょっと分からないのですが、単純に法人の氏名、担当者の氏名を開示してしまったというものになるかと思います。

議長 それでは、1か所そのまま開けてしまっていたことになるのですか。

事務局 そうですね。ちょっと認識が甘かったというところですかね。開示、不開示の判断のところ、法人担当者の氏名が不開示情報になるというところの基準というのが全庁的に示されているものがありますので、そこを見落とし、その部分だけ出してしまった。会長の御質問からすれば、全部ではなくて一部、その辺りを勘違いというか、確認不足のために出してしまった。しかし、一回出してしまえばやっぱりまずい情報ではありますので、その辺りは再発防止策をしっかり図っていく、そういった内容でございます。

議長 考え方が逆なのだよ。個人の名前が出てきたら、まず出してはいけないのではないかなど、こう考える。でも、こういう場合は出せるのだなという思考をすれば大丈夫なのだけれども、そこの思考の問題だと思うのだよ。そこをちょっと敏感になってくれれば防げるのではないかと思うのです。

ほかに何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

(6) 本市のホームページにおける不適切事務（マスクング）の概要

議長 では、次が第6ということになりますか。だんだん重くなってくる。

事務局 それでは、報告事項（6）の資料を御覧ください。

こちらは、令和5年6月23日に発生した教育委員会指導2課におけるマスクングの不手際でございまして、新聞記事の一例として、埼玉新聞の記事を配付しております。

内容は、さいたま市立南浦和中学校1年の男子生徒が自殺した問題で、所管において、さいたま市ホームページ上で公表した第三者委員会の報告書について、黒塗りをした個人情報が一時的に閲覧できる状態になっていることが、匿名の通報により判明したものでございます。ホームページ上に公表したPDFデータの文字をコピーしてWordに貼り付けると、黒塗り部分が読み取れるようになっておりました。

これにより、被害生徒の名字を含めた関係者24名の名前や、匿名を前提に回答したアンケート内容などが一時的に閲覧できる状態でありました。

資料の3ページ目を御覧ください。これは、この問題を受けまして、本市の情報セキュリティを所管している都市戦略本部長及び個人情報の取扱いを所管している総務局長の連名で通知文を作成し、令和5年6月28日に全庁へ発出し、注意喚起を行った際の通知文でございます。従前から開示請求時におけるマスキング方法については周知しておりましたが、今後も、黒塗りをを行う場合は、デジタルデータのマスキングは不可であり、紙に出力したものについて公開してはならない部分を黒塗りにし、その紙の写しを用いて情報提供するよう、周知したものでございます。

また、併せて、保有個人情報が漏えいし、一定の要件に該当する場合は個人情報保護委員会への報告が必要になる旨も周知いたしました。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

何か御意見ございますか。

今、ここで言っているやり方というのは、例えばこの文章を開示してほしいといったときに、この文章を特定しましたということですね。裏表、注意しましょうというのはいいとして、今度はそのデータを不開示処理する場合は、まずこれをコピー取るわけですね。そして、そこにマスキングをするわけですね。そして、その写しを開示するということですね。

事務局 それをさらにまたコピーして、それを開示します。

議長 それはコピーを求めたとき、つまり別に求めない人もいるわけではないですか。

事務局 求めなくても、見るだけでも、そのマスキングしたものではなくて、それをまたさらにもう一回コピーして、開示します。

議長 もう一回コピーするのですね。

事務局 コピーします。どうしてもマスキングしたやつだけだと、ちょっと透かして裏から見えたりとかしますので。

議長 結構大変な手間がかかりますね。

池田委員 デジタルだと、結局、その場では消せても復元できてしまう可能性があるんで、一度消したものをプリントして、それをスキャンし直して開示するということですね。

事務局 そうですね。デジタル上では、やると復元される可能性がありますので。

議長 昔に戻ってアナログですね。

池田委員 しょうがないですね。デジタルだと、今できなくても、結局またその悪意を持った人が何とかそれを突破しようとするれば、いつかできてしまうし、されたときには事件になってしまうわけなので、物理的に不可能な紙にしてしまうというのが最善というか、それしか手がないということですね。

事務局　　そうですね。

議長　　どうぞ。

内田委員　　念を入れて見えないようにというのは、よく分かりました。

一つお伺いしたいのが、紙に黒塗りして見えないようにしても、コピーをしたときに見えるような場合も、時にはあると思われるので、そういうようなときの防止は、再三、見えないように、皆さんの目で確認するということになるのでしょうか。

事務局　　そうですね。そこはもう、担当者一人だけではなくて複数の目で、そもそもその部分だけでマスキングがいいのかというのを含めまして、ダブルチェックはするようにしております。

議長　　その他何かございますか。

ありがとうございました。

(7)「見える化」推進の手引の改訂等について

議長　　それでは、今、6番まで終わりましたので、7番の「見える化」推進の手引の改訂等について、事務局からお願いします。

事務局　　御報告いたします。

資料が前後になってしまうのですが、すみません、報告資料(7)の3、一番最後のものです。(7)の3から御覧ください。

それでは、御説明いたします。まず、本件の説明に先立ちまして、委員の皆様方へ本案件を御報告する理由を簡単に御説明いたします。

本市の情報公開制度については、大きく2つの制度が成り立っており、1つ目は情報公開条例等の法令に基づく情報開示制度、2つ目は市民が市の行政情報を迅速かつ容易に得られる情報提供制度となっております。

そして、この情報提供制度については、本市情報公開条例に市の責務としての規定がありますが、条例では具体的な内容を規定しておりません。そこで、その内容を具体化したものが、「見える化」推進の手引となります。この手引の改訂は、情報公開制度の運営に関する重要事項に準ずるものとなりますので、本審議会へ報告することといたしました。

それでは、まず、資料1枚目、上段の1ページを御覧ください。情報開示制度と情報提供制度の2つの大きな違いは、義務的な公開か任意的な公開かということが挙げられます。情報開示は、法令に基づく開示請求に応じて開示することを行政機関に義務づける制度になります。そのため、行政手続法に規定する申請に該当し、開示する情報の加工等ではできませんが、行政不服審査法に基づく救済措置などがあります。

一方、情報提供は開示請求によらず、任意に情報を提供するものになりますので、

開示制度のように現在存在する状態を変えてはいけないということではなく、市民に分かりやすいよう情報の加工等ができます。しかしながら、法令に基づく提供ではありませんので、提供された情報に不服があっても市民側は不服を申し立てることができないといった違いがございます。

続きまして、資料の下段、2ページと書かれているところを御覧ください。まず、「見える化」推進の手引の改訂等に至った経緯について御説明をいたします。令和5年7月28日の市長定例記者会見において、記者との質疑応答の中で、記者からさいたま市情報公開条例の解釈の難しさや、市民等への情報提供に係る判断基準の整備といった事項の指摘があり、市長から4つの指示事項がありました。資料の1から4がこれに当たります。そのうち指示事項の2つ目の「見える化」推進の手引の改訂及び3つ目の所管課の判断基準となる事例集の作成について、手引を改訂し、事例集を作成して、市長に説明をいたしましたので、本日報告するものでございます。

なお、「見える化」推進の手引でございますが、これは全庁統一的に、より効果的な情報提供ができるよう、「さいたま市市政情報の提供に関する要綱」や「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」など、情報提供に関わる要綱、要領についての解釈や運用を示したものになります。

続きまして、その資料の裏面の上段、3ページと書かれたところを御覧ください。「見える化」推進の手引の改訂内容について御説明をいたします。これまでの「見える化」推進の手引では、見開き1ページで、さいたま市情報公開条例第7条各号の不開示情報の説明を掲載しておりましたが、所管課が判断に迷うところは開示または不開示の判断だと考えられるため、今回の改訂案では、この不開示情報の部分を含む、「提供する情報についての留意事項について」を章立てに格上げし、第8章として内容を充実させました。

資料の下段、4ページと書かれたところを御覧ください。一言に情報提供と申し上げても、市が自発的、積極的に行う情報提供と、市民等からの求めに応じて行う任意の情報提供の大きく分けて2種類があります。市が自発的、積極的に行う情報提供につきましても、さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱を制定し、「見える化」推進の手引において具体的なルールを示して運用しております。市民等からの求めに応じて行う任意的な情報提供については、各所属長の説明責任の範囲の中で実施しており、本市として統一的なルールはございませんので、各所属において不開示情報を判断する際の一助となるようなフロー図及びフロー図を使用した判断例を掲載したいと考えております。

それでは、資料、戻りまして、報告資料の(7)の1の「見える化」推進の手引の

改訂案に沿って御説明をいたします。報告資料（７）の１の５ページを御覧ください。

このフロー図では、提供を求められている情報が、個人情報を含まない行政情報なのか、それとも個人情報なのかの判断から始まり、判断結果に応じてフローを進め、その判断の際に参考となる法や条例を案内しております。

次の６ページから８ページには、市民等から実際に問合せがあった例を参考に掲載しております。

資料の９ページを御覧ください。今までは、この手引に掲載しておりませんでした（５）の各所属の窓口などで行政情報の情報提供を求められた場合の手続の流れや、次の１０ページの（６）、情報開示と情報提供の違いについても、手引について掲載し、情報提供についての理解を深めてもらう工夫をしております。この中では、不開示情報のマスキングに関する注意喚起も強調して記載しております。これは、６月に発生しました教育委員会指導２課におけるマスキングの不手際のような事案を二度と発生させないための注意喚起でございます。

なお、本手引につきましては、従前からホームページ等に掲載しておりますので、完成後は掲載データを更新して周知してまいりたいと考えております。

それでは、続きまして、報告資料の（７）の２、Ａ４の横になりますが、（７）の２を御覧ください。こちらは、所管課の判断基準となる事例集になります。当課への問合せが多い事例のみならず、先ほどのフロー図を利用して判断を行う際に疑義が想定される法令解釈など４２件の事例等を掲載し、フロー図に合わせて回答が求められるような事例集として新たに作成したのになります。

なお、本事例集は、完成後、職員に周知してまいりたいと考えております。

以上で説明は終了となります。御意見をお願いいたします。

議長 というものですが、全体的なことでは結構ですが、御意見等があればお願いします。

職員さんにはどうやって周知されるのですか。

事務局 Ｓネットの中にライブラリというのがありまして、そこに保管されておりますので、それは職員誰でも見られるような状態になっておりますので、そこに入っていますよというのを周知して、各職員はそれを見ていくということになります。

議長 ということだそうです。いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

一般市民も見られる。ホームページからも見られるのでしょうか。

事務局 手引についてはホームページにも載せておりますので、市民の方からも見ることができます。

議長 職員さんにはそういう形で、いつでも見られるような状態となっております。

事務局 　あと職員には研修等も実施しまして、この手引の内容とか、それについても御説明して周知してまいりたいと考えております。

議長 　他に何かございますか、この件について。

　そうしますと、これで7まで終えたということによろしいでしょうか。

　〔「はい」と言う者あり〕

議長 　今回の議題を通じて、何か御意見、お気づきになった点があればおっしゃっていたいで結構です。よろしいですか。

　〔「はい」と言う者あり〕

議長 　それでは、事務局にお戻ししますので、よろしくをお願いします。

3 その他

事務局 　長時間にわたる御審議ありがとうございました。

　現在の委員の皆様様の任期が10月21日までとなっております、今回の審議会をもちまして最終となります。本来であれば、ここで総務部長の小島より御挨拶を申し上げる予定でしたが、所用により出席がかなわなかったことから、挨拶文を預かってまいりましたので、私から代読させていただきます。では、代読いたします。

　本日は、委員の皆様様の任期中で最後の審議会に御出席いただいているところでございますので、私から一言御礼の御挨拶を申し上げます。

　委員の皆様方には、平素より情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営に当たり、格別の御指導、御理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

　皆様方が在任された2年間では審議会が8回開催され、計17件の議案及び計17件の報告事項の審議に関し、御尽力いただきました。

　また、皆様方の様々な視点から、御意見、御指摘をいただけたことにより、大変有意義な審議及び答申を行っていただいたと考えております。今後とも、さいたま市政の発展のため、御協力いただけましたら幸いです。

　2年間、誠にありがとうございました。

　以上で、総務部長からの御挨拶の代読とさせていただきます。

議長 　御苦労さまでした。ありがとうございました。

　2年間、17回。そんな点もございますので、皆さん方に御挨拶というか、2年間、あるいはもっと長い任期の方もいらっしゃるけれども、御感想とか、御意見とか、何でも結構ですから、気楽に述べていただければというふうに思います。

各委員 　（各委員あいさつ）

事務局 　改めまして、委員の皆様におかれましては本当にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

議長 それでは、以上で終了とさせていただきます。お疲れさまでした。